



え

あえば安心だ。

あえば安心だ。
NOSAIの共済。
大勢の掛金で掛金の
お返しをします。

「風神」由来の神様として、
風の害から守ってくれとお願いし、信望や
風は農業に与えた影響をまらまらと、
製作依頼の対象とされました。

農機具共済

のうきくん

共済掛金のお支払い

口座振替で

お願いします!!

事故が発生した時はすぐにNOSAIまでご連絡ください。
遅れた場合はお支払い出来ない場合があります。

安心のネットワーク
NOSAI

石川県農業共済組合



加入資格

農機具共済にご加入いただける方は、組合の区域内に住所を有する次の組合員の方々です。

- (1) 水稻又は麦の耕作の業務を営む方
- (2) 牛、馬又は豚の養畜の業務を営む方
- (3) ぶどう・なし・りんご・かき・くりの栽培の業務を営む方
(組合で定めたもの)
- (4) 大豆の栽培の業務を営む方
- (5) 特定園芸施設を所有又は管理をする方で農業を営む方
- (6) 農機具を所有する方で農業を営む方



加入できる農機具

- トラクタ、田植機、コンバイン、耕うん機、防除機、は種機など
- トラクタのロータリは一式の加入となりますが、ハロー等の作業機は1台ごとの加入となります。



共済金額（契約額）

新調達価額（新品価額）の範囲内で、1台あたり10万円から1,500万円まで加入できます。なお、共済金額がその農機具の価額を超えている場合は、超えた部分の共済金額は無効となります。



災害共済金の支払い対象となる共済事故

次の事故によって損害を被った場合に災害共済金をお支払いします。

● 火災 	● 落雷 	● 物体の落下又は飛来 	● 破裂又は爆発 	● 鳥獣害
● 第三者行為による不可抗力のき損 	● 衝突 	● 接触 	● 墜落・転覆 	● 盗難
● 異物の巻き込み <small>(普通圃場におりえない) 異物による損害に限る</small> 	● その他これらに類する稼働中の事故 <small>(めかるみによる損害に限る)</small> 	● 風水害 	● 雪害 	● 地すべり・土砂崩れ

お支払いできない損害

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には災害共済金をお支払いできません。

- ① 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- ② 加入者（加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ③ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ④ 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害
- ⑤ 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- ⑥ 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害
- ⑦ 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます）によって発生した損害
- ⑧ 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
- ⑨ 消耗部品にのみ発生した損害
※消耗部品とは、タイヤ、チューブ、点火プラグ、エレメント類、ベルト類、パイプ・ホース類、ワイヤー類、電球類、植付爪、苗のせ摺動部品、排わらかッターの刃等です。
- ⑩ 修理済みで、損害が確認できない場合
- ⑪ 損害額が新調達価額の5%に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合
- ⑫ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- ⑬ 地震等によって生じた損害（地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます）（地震担保特約加入者を除く）
- ⑭ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

◆付保割合条件付実損てん補特約

中古で購入された農機具を共済金額まで修理費を満額お支払いします。
 新調達価額に対しての加入割合(約定割合)により共済金額を選択して下さい。
 中古で購入された農機具は必ずこの特約でご加入いただきます。

◆臨時費用担保特約

この特約を付した場合は、災害共済金のほかに次の共済金をお支払いします。
 ①災害共済金の10%を臨時費用共済金としてお支払いします。
 ②加入者及び共済目的の所有者等が共済事故により、30日以上入院加療を要した場合は、加入共済金額の5%に相当する額(20万円限度)を傷害費用共済金としてお支払いします。
 ③加入者及び共済目的の所有者等が共済事故により、200日以内に死亡又は後遺障害を被った場合は、加入共済金額の30%に相当する額(50万円限度)を傷害費用共済金としてお支払いします。

◆地震等担保特約

地震・噴火・津波による損害に対し共済金をお支払いします。
 補償の上限はご加入額の5割となります。新調達価額の5%以上の損害から対象となります。



共済責任期間

加入申込書に記載された責任開始日の午後4時から1年間です。(ただし、その日以降に掛金を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時からです。)



掛 金

新品で購入された農機具は1万円当たり43円です。

共 済 金 額	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
基 本 掛 金	4,300円	8,600円	12,900円	21,500円	43,000円	64,500円
臨 時 費 用 担 保 特 約	4,892円	9,784円	14,676円	24,460円	48,920円	73,380円
地 震 等 特 約	5,510円	11,020円	16,530円	27,550円	55,100円	82,650円
臨 費 + 地 震 等	6,102円	12,204円	18,306円	30,510円	61,020円	91,530円

中古で購入された農機具は1万円当たり約定割合別に次のとおりです。

約 定 割 合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
基 本 掛 金	84.06円	72.86円	64.59円	58.20円	53.13円	49.13円	45.93円



災害共済金のお支払い

損害額に加入共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額をお支払いします。

災害共済金算出例

新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合

$$300 \text{万円 (損害額)} \times \frac{500 \text{万円 (共 済 金 額)}}{500 \text{万円 (新 調 達 価 額)}} = 300 \text{万円 (災害共済金)}$$

災害共済金算出例 臨時費用担保特約にご加入いただいていた場合

新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合

$$300 \text{万円 (損害額)} \times \frac{500 \text{万円 (共 済 金 額)}}{500 \text{万円 (新 調 達 価 額)}} = 300 \text{万円 (災害共済金)} + 30 \text{万円 (臨時費用共済金)}$$

災害共済金算出例 地震等担保特約にご加入いただいて地震・噴火・津波の被害に遭われた場合

新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合

$$300 \text{万円 (損害額)} \times \frac{500 \text{万円 (共 済 金 額)} \times 0.5}{500 \text{万円 (新 調 達 価 額)}} = 150 \text{万円 (災害共済金)}$$

農機具損害共済重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明)

- ◆この書面は「のうきくん」(NOSA Iが実施する農機具損害共済の愛称)の契約の概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明情報またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- ◆本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款及び特約条項をご参照ください。共済約款・特約条項はご加入後、共済証券とともにお届けします。事前に必要であれば、NOSA Iにお申出ください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

I 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

[1] 共済の仕組み及び名称

①仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

(注)「[3]共済金をお支払する場合」を参照してください。

②共済の名称(種類)

NOSA Iが実施する農機具共済は農機具損害共済です。

[2] 補償の対象(共済目的)

「農機具損害共済」の補償の対象は、未使用の状態でご取得され、かつ共済規程で定める農機具です。

①付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

②中古農機具にご加入いただく場合は、農機具損害共済に[5]「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損てん補特約」の付帯が必要になります。

[3] 共済金(災害共済金)をお支払いする場合

①災害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます)及び落雷による損害を除きます。)

②災害共済金のお支払額

農機具損害共済の災害共済金のお支払額(注1)は、損害の額(注2)に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。

(注1) 農機具共済は、新調達(再取得)価額まで補てんする仕組みですが、損害が生じてから1年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。ただし、天災地変の場合等で、1年以内の復旧が困難と認められる場合は、3年を限度に延長できます。

(注2) 損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

[4] 共済金をお支払いしない場合

①次に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払いしません。

ア. 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害

イ. 加入者(加入でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害

オ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

カ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害

キ. 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます)。

ク. 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害

ケ. 消耗部品にのみ発生した損害

コ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

サ. 地震等によって生じた損害。(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)

シ. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

②共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります

ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ. 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ. 共済金の請求を3年間怠った場合

[5] 付帯できる特約及びその概要

「農機具損害共済」に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。

なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
付保割合条件付実損てん補特約	中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。	掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。また、共済目的が農業用自動車以外の場合で、加入者及び共済目的の所有者等が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(50万円限度)、怪我による入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%(20万円限度)の傷害費用共済金を加算して支払います。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
地震等担保特約	地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払いします。	損害割合が5%以上となった場合に限りです。

2. 共済責任期間

- ①農機具損害共済の共済責任期間は1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- ②ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
- ③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件(共済金額等)

【1】契約の単位

農機具1台(又は一式)ごとの契約となります。

【2】共済金額の設定

- ①共済金額は、【3】の条件の範囲でご契約ください。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分に補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱい設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

【3】共済金額の設定条件

- ①農機具共済の最高限度額は1台1,500万円です。
- ②共済金額の設定は、1台ごとに10万円以上で、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込み方法は、原則口座振替によるものとし、そのほか、NOSAIの口座への振込み、現金支払などの方法があります。加入申込の際にお申出ください。
農機具損害共済の掛金の払込みの方法は共済責任期間ごとに1回払いです。

II 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

【1】ご契約時の注意事項(告知義務・加入申込書の記載上の注意事項)

・契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。

・加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

《告知事項》

① 農機具の情報

機種名、銘柄、型式・区分、車体番号、付属装置、購入年月、購入区分、格納場所、管理物件の有無

②他の保険・共済契約等に関する情報

農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

【2】ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIにご通知ください。

・ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

・ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合には、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

《通知事項等》(加入申込書の☆印以外の事項)

- ①農機具を譲渡する場合
- ②農機具を解体または廃棄する場合
- ③農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- ⑤農機具の格納場所または設置場所を変更した場合

⑥共済事故に係る危険が著しく増加した場合

⑦告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

2. 損害防止義務

- ①共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合
- ③NOSAIの契約者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があった場合

4. その他の重要事項

組合は、行政庁(国・県)の指導のもと、事業の健全な運営に努めていますが、解散せざるを得なくなった場合、農業災害補償法では、契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金等を加入者に払い戻しいたします。ただし、財務状況によっては、その金額が削減されることがあります。

III その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

【1】超過共済による共済金額の減額

①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。

②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

【2】掛金等の返還・追加

- ・通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。
- ・解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続き等

【1】事故が起こった場合の手続き

- ①事故が発生した場合遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
- ②ご契約者はNOSAIから請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③NOSAIは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

【2】共済金支払後の共済契約

災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

IV 個人情報の取扱いについて

☆ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」といいます。)につきましては、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます。)いたします。

また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済事業の案内等、業務に必要な範囲で利用することがあります。

☆法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

お支払いできない損害

(共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には災害共済金をお支払いできません。)



加入者(法定代理人を含む。又、加入者が法人の場合にはその理事、取締役又は業務を執行するその他の機関)の故意又は重大な過失によって発生した損害及び加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって発生した損害



運転者の故意若しくは重大な過失又は法令違反(例えば、公道上での無免許運転、無灯火運転、酒気帯び運転、過労・病気・薬物の影響により正常な運転ができない状態及び法定速度超過によって生じた事故による損害など)によって発生した損害



農作業以外の使用目的(例えば、買い物に行く途中に起こった事故等やトラクタ等を本来の農作業目的ではなく、土木・建築目的に使用)による事故によって発生した損害



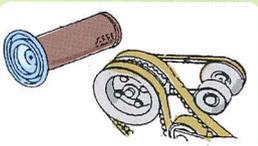
農機具に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害



故障(偶然な外来の事故に直接起因しない農機具の電氣的又は機械的損害をいいます。)によって発生した損害



凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害



消耗部品(タイヤ、チューブ、点火プラグ、エレメント類、ベルト類、パイプ・ホース類、ワイヤー類、電球類、植付爪、苗のせ摺動部品、排わらカッターの刃等です。)にのみ発生した損害
(別掲 消耗部品一覧表参照)



修理済みで、損害が確認できない場合



戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害



地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含む。)

(地震等担保特約加入者を除く)



核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

そのほか

- 共済責任期間が始まった後でも共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- 損害額が新調達価額の5%に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合

消耗部品一覧表

	名 称	消耗部品図
トラクタ	<ul style="list-style-type: none"> ○エアクリーナ・エレメント、燃料フィルタ・エレメント ○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○エンジン・ファン・ベルト ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど) ○電球類(ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど) ○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む) ○その他 	<p>エアクリーナ・エレメント、燃料フィルタ、油圧オイル・フィルタ、ファンベルト、電球、モニターランプ、ヒューズブル・リンク、ヒューズ、ヒューズ(スローブロー)</p>
田植機	<ul style="list-style-type: none"> ○点火プラグ(ガソリン、エンジンのみ) ○ベルト類(ミッション、油圧ポンプ、駆動など) ○植付爪(固定爪、可動爪など) ○苗のせ台摺動部品 ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○ケーブル(ワイヤー)類 ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホースなど) ○電球(ヘッドライトなど) ○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む) ○その他 	<p>点火プラグ、ベルト類、植付爪、摺動部品、ワイヤー類</p>
コンバイン	<ul style="list-style-type: none"> ○エアクリーナ・エレメント、燃料フィルタ・エレメント ○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○HSTオイル・フィルタ(カートリッジ) ○ベルト類(エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、唐み駆動ベルトなど) ○かき込み(突起付き)ベルト・かき込みホイール(スターホイール・パッカー) ○チェーン類(引起し、横搬送(株元、穂先)、たて搬送(株先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪、タイヤやピン等も含む) ○刈刃(刈刃、受刃など)刈刃のみ、圃場にはりえない異物の巻込及び接触による破損に限り共済事故とします。消耗、石、泥、草、原因不明、刈取部を畦へ乗り出して収穫する方法による破損はお支払できません。 ○こぎ刃(各種こぎ歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など) ○受網 ○排わら・カッターの刃(供給刃、切断刃など) ○ワイヤー類(スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど) ○電球類(ヘッドライト、方向指示器等、モニターやメータのランプなど) ○その他 	<p>Vベルト、かき込みベルト、挿込みホイール、フィード・チェン、刈刃、カッター刃、受網、チェーンとタイヤ、ホース・パイプ、こぎ刃</p>

(注1) トラクタ・田植機・コンバイン以外の農機具についても上記に準ずる。

(注2) エンジンオイル、ミッションオイル、油圧オイルなどの各種オイルやグリス類、不凍液などもその補充、交換を行う必要があるため、消耗部品に準ずる。

(注3) 前記の消耗部品一覧表のその他については、次のとおりとする。

タイヤ、チューブ、タイヤホイール取付ボルト、アイドラ、バッテリー、バッテリー液、ブレーキシュー、クラッチディスク、各種パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、Oリング、ピストンリング、点火プラグ、ブッシュ(ゴム)、ブーツ、ローダのバケット類、ロータリ及び類似作業機、畦塗機等の駆動チェーン及びテンション、ロータリチェーンケース下ホゴカバー・ベアリング受け側下ホゴカバー・ブラケットガード(ガード)、動力伝達軸、周辺ベアリング、ベアリングケース、シール、ロータリ軸及び取付部品、爪ホルダ又はフランジ(ホルダがだめでロータリ軸交換の場合も含む)、ロータリ爪、草まきつき防止線(ワイヤー・バー)及び取り付け部品、マッドレスシート及びその機能パーツ、畦塗り機ディスク・ドラム、シャーボルト(安全ボルト)、シャーボルト取付け穴の疲労による周辺部破壊、自脱型コンバインの一部機種に使用されている廃ワラ排出周辺のゴム・樹脂部品

(注4) 上記に掲載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品の判定についてはそのつど判断するものとする。

1 損害発生の通知及び損害防止の義務

共済事故により損害が発生した場合は、速やかにお知らせください。又、通常すべき管理・操作、損害防止については適切に行ってください。これらを怠った場合は、次により損害額の一部を免責いたします。

- ① 共済事故発生の通知遅延については、事故発生日から10日以上の場合で損害額の10%を損害額から免責いたします。なお、遅延期間によっては損害額の30%を上限として損害額から免責いたします。
- ② 操作不注意による稼働中の事故については、損害額の10～20%を損害額から免責いたします。なお、次のような事故については更に免責となりますので、ご注意ください。
 - ◆ 車両への積み降ろしの際の不注意（ロープの締め忘れ・駐車ブレーキのかけ忘れ・車両の高さに適さないあゆみ板の使用等）・排出ローダの未収納による走行等については、損害額の40%を損害額から免責いたします。
 - ◆ 燃料補給時の不注意による火災については、損害額の80%を損害額から免責いたします。
- ③ 点検整備不良等については、損害額の40%を上限として損害額から免責いたします。
- ④ 共済責任期間中における同一機種による稼働中の事故で、2回目は損害額の10%を、3回目以降については、損害額の30%を損害額から免責いたします。

免責は上記の①から④の加算となります。

2 クローラの取扱いについて

共済事故によりクローラを損傷した場合は、下表の適用後、【1】を適用いたします。

使用年数	使用期間	免責割合
4年未満	200時間未満	—
4年～6年未満	200時間～300時間未満	損害額の20%を損害額から免責
6年～7年未満	300時間～400時間未満	損害額の40%を損害額から免責
7年～8年未満	400時間～500時間未満	損害額の60%を損害額から免責
8年～9年未満	500時間～600時間未満	損害額の80%を損害額から免責
9年～10年未満	600時間～700時間未満	損害額の90%を損害額から免責
10年以上	700時間以降	損害額の100%を免責

※使用年数と使用時間について、それぞれ該当する欄を確定した後、早期に達した欄の免責割合を適用します。

3 盗難による盗取の取扱いについて

盗難等の事故発生の場合、下表のとおり施錠・格納状況により免責を適用いたします。

格納場所		盗難場所	敷地内	圃場・道路・河川敷・山林等
格納場所	格納中	施錠 有	0%	—
		施錠 無	10%	—
	未格納	20%	50%	

- 注1) 農機具に鍵を挿入又は周辺に置いていた盗難事故は10%加算。
 注2) 運搬車両に積載した状態での盗難事故は10%加算。
 注3) 格納場所とは、加入申込時に告知（共済責任期間中に変更された場合はその場所）された当該農機具を格納している場所（屋内）です。

4 復旧義務

損害を被った場合は、1年以内に修理しなければなりません。修理しない場合は時価損害額でのお支払いとなります。ただし、天災地変の場合等で、1年以内の復旧が困難と認められる場合は、3年を限度に期間を延長できます。

【共済目的とする農機具の種類】

種類	機種
耕うん整地用機具	乗用トラクタ・耕うん機・ロータリ・ハローなど
栽培管理用機具	施肥播種機・田植機・畦塗機・スピードスプレーヤなど
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・普通型コンバイン・移動式乾燥機など
畜産用機具	フォーレージハーベスタ・モアコンディショナ・テッド・レーキなど
運搬用機具	トレーラ・フロントローダなど

お申し込み・ご相談は、最寄りのNOSA | 各支所へお問い合わせ下さい。

NOSA石川(本所) 石川県農業共済組合

〒920-0007 金沢市田中町か26番地1
TEL:076-239-3111
FAX:076-239-0069

加賀地区支所

〒923-0825 小松市西軽海町二丁目204番地15
TEL:0761-47-7300 FAX:0761-47-7311

石川中央支所

〒920-0007 金沢市田中町か12番地1
TEL:076-239-2555 FAX:076-239-2444

中能登支所

〒929-1604 鹿島郡中能登町能登部下73部13番2
TEL:0767-72-4411 FAX:0767-72-4400

奥能登支所

〒928-0313 鳳珠郡能登町字天坂に1番地1
TEL:0768-76-2251 FAX:0768-76-8030